

2019年全国家計構造調査

年間収入・資産分布等に関する結果

結果の概要

2021年(令和3年)8月31日



総務省統計局

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 用語の解説..... | 1 |
| 結果の概要 | |
| I 年間収入・資産分布の均等度に関する指標（ジニ係数） | |
| 1 概況..... | 4 |
| 2 年齢階級..... | 6 |
| II 相対的貧困に関する指標 | |
| 1 概況..... | 7 |
| 2 年齢階級..... | 11 |
| 3 世帯類型..... | 12 |
| <付 録> | |
| 全国家計構造調査の概要..... | 13 |
| ジニ係数の計算方法..... | 15 |
| 等価可処分所得の計算方法..... | 17 |
| 相対的貧困率の計算方法..... | 18 |
| 資産面を考慮した相対的貧困の指標について..... | 19 |

図 表 目 次

([] 内は e - S t a t に掲載する結果表の表番号)

< I 年間収入・資産分布の均等度に関する指標 (ジニ係数) >

| | | |
|------------------|---|---|
| 表 I - 1, 図 I - 1 | 等価可処分所得のジニ係数の推移..... | 4 |
| | [(全国) 所得のジニ係数: 第 7 - 1 表, 第 7 - 301 表] | |
| 参考表 1 | 主要 7 か国の等価可処分所得のジニ係数 | 5 |
| | [(全国) 所得のジニ係数: 第 7 - 1 表, OECD データベース] | |
| 表 I - 2 | 等価可処分所得, 等価金融資産残高及び等価住宅・宅地資産額のジニ係数 .. | 5 |
| | [(全国) 所得のジニ係数: 第 7 - 1 表, (全国) 資産のジニ係数: 第 7 - 21 表] | |
| 表 I - 3 | 年齢階級別等価可処分所得のジニ係数 | 6 |
| | [(全国) 所得のジニ係数: 第 7 - 1 表] | |
| 表 I - 4 | 年齢階級別等価金融資産残高及び等価住宅・宅地資産額のジニ係数 ... | 6 |
| | [(全国) 資産のジニ係数: 第 7 - 21 表] | |

< II 相対的貧困に関する指標 >

| | | |
|--------------------|---|----|
| 表 II - 1, 図 II - 1 | 相対的貧困率 (所得面からみた相対的貧困の指標) の推移 | 7 |
| | [(全国) 所得面からみた貧困に関する指標: 第 7 - 11 表, 第 7 - 311 表] | |
| 参考表 2 | 主要 7 か国の相対的貧困率 (所得面からみた相対的貧困の指標) | 8 |
| | [(全国) 所得面からみた貧困に関する指標: 第 7 - 11 表, OECD データベース] | |
| 表 II - 2 | 資産面及び所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標 | 9 |
| | [(全国) 資産面からみた貧困に関する指標: 第 7 - 31 - 1 表, 第 7 - 331 - 2 表] | |
| 参考表 3 | 主要 7 か国の資産面及び所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標 | 10 |
| | [(全国) 資産面からみた貧困に関する指標: 第 7 - 31 - 1 表, OECD データベース] | |
| 表 II - 3 | 年齢階級別相対的貧困の指標 | 11 |
| | [(全国) 所得面からみた貧困に関する指標: 第 7 - 11 表, (全国) 資産面からみた貧困に関する指標: 第 7 - 31 - 1 表] | |
| 表 II - 4 | 世帯類型別相対的貧困の指標 | 12 |
| | [(全国) 所得面からみた貧困に関する指標: 第 7 - 17 表, (全国) 資産面からみた貧困に関する指標: 第 7 - 37 - 1 表] | |

用語の解説

○年間収入等について

年間収入

過去1年間（2019年調査では、2018年11月から2019年10月まで。）の収入（税込）で、勤め先からの収入、事業による収入、年金や給付金の受取金など、経常的に得ているものをいう。退職金、財産の売却で得た収入、相続により得た預貯金など、一時的な収入は含めない。

年間可処分所得

「年間収入」から税、社会保険料などを差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことをいう。全国家計構造調査では、従来の年間可処分所得のほかに、OECD（経済協力開発機構）の新基準に準拠した指標を表章している。

年間可処分所得（従来型算定）

＝「年間収入」－「所得に課される税・社会保険料」

年間可処分所得（OECD新基準準拠）

＝「年間収入」－「所得に課される税・社会保険料」－「仕送り金支出」－「企業年金保険料」－「固定資産税・都市計画税」－「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」

○資産について

金融資産残高（貯蓄現在高）

2019年10月末日現在の、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう（手持ちの現金や、現金のまま保有しているいわゆる「タンス預金」は含まない。）。

住宅資産・宅地資産

住宅資産及び宅地資産については、それぞれの世帯ごとの資産額を2019年10月末日時点で評価し、集計に使用した。

住宅資産

現住居及び現住居以外で家計用に所有している住宅をいう。

宅地資産

現居住地（借地を含む。）及び現居住地以外で家計用に所有している宅地をいう。

流動性金融資産

金融資産残高（貯蓄現在高）から「生命保険など」（生命保険、損害保険、簡易保険）を除

いたものをいう。

○「等価」について

等価可処分所得

世帯の年間可処分所得を当該世帯の世帯人員数の平方根で割って調整したものをいう。OECDの国際比較では、各国のジニ係数や相対的貧困率は、等価可処分所得で算出したものを用いている（付録『等価可処分所得の計算方法』（17ページ）参照）。

「等価」とは

世帯単位で得られる数値を、当該世帯の世帯人員数の関数（世帯人員数 S に $0\sim 1$ の間の数値をとる変数 E （等価弾性値という。）を累乗したものであり、これを等価世帯人員という。）で割って調整したものをいう。OECDの基準では $E=0.5$ （つまり世帯人員数の平方根）を用いている。

○指標について

ジニ係数

年間収入等の分布の均等度を表す指標の一つ。 $0\sim 1$ の値をとり、 0 は均等を示し、 1 に近づくほど不均等となる（付録『ジニ係数の計算方法』（15ページ）参照）。

○所得面からみた相対的貧困の指標について

相対的貧困率

全ての世帯人員のうち、等価可処分所得が貧困線を下回る所得の世帯人員の割合をいう（付録『相対的貧困率の計算方法』（18ページ）参照）。

貧困線

等価可処分所得の中央値（全ての世帯人員を等価可処分所得の少ない順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する者の金額）の半分の金額のことをいう。

子供の相対的貧困率

全ての18歳未満の世帯人員のうち、等価可処分所得が貧困線（相対的貧困率と同じ貧困線）を下回る世帯人員の割合をいう。

○資産面を考慮した相対的貧困の指標について

『結果の概要』においては、OECDの国際比較で用いられている指標に準じて以下の意味で用いている（付録『資産面を考慮した相対的貧困の指標について』（19ページ）参照）。

- ・資産面からみた相対的貧困の指標…等価流動性金融資産が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の金額）の25%未満の者の割合
- ・所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標…等価可処分所得が貧困線未満かつ等価流動性金融資産が貧困線の25%未満の者の割合

○「大人」、「子供」の定義について

当該『結果の概要』において、「大人」とは18歳以上の世帯員、「子供」とは18歳未満の世帯員を指す。この定義は、OECD事務局の指定に準じたものであり、既に公表している「家計収支に関する結果」、「所得に関する結果及び家計資産・負債に関する結果」の『結果の概要』における定義とは異なるので注意を要する。

<利用上の留意点>

○「従来の算出方法」による集計について

過去に公表した2014年以前の結果との比較を可能にするために、2014年の集計と条件をそろえた集計を行ったもの。具体的には、11月家計簿の提出がある基本調査世帯を集計対象とし、集計用乗率の算出方法（母集団復元の方法）も2014年調査の方法に基づいている。また、従来型算定の定義による等価可処分所得を用いている。なお、ジニ係数の計算にはシンプソンの公式を使用している。

『結果の概要』において過去の数値と比較する場合は、こちらの算出方法による数値を使用している。

○「OECD新基準準拠」による集計について

年間可処分所得（OECD新基準準拠）の算出に用いている「仕送り金支出」、「企業年金保険料」、「固定資産税・都市計画税」及び「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」については、OECDの新基準に準拠するように2019年調査から調査項目に加えたものである。そのため、2014年以前の調査年においてOECDの新基準により遡及集計することはできない。

結果の概要

I 年間収入・資産分布の均等度に関する指標（ジニ係数）

1 概況

所得面（等価可処分所得）のジニ係数は、2014年と比較して0.007低下

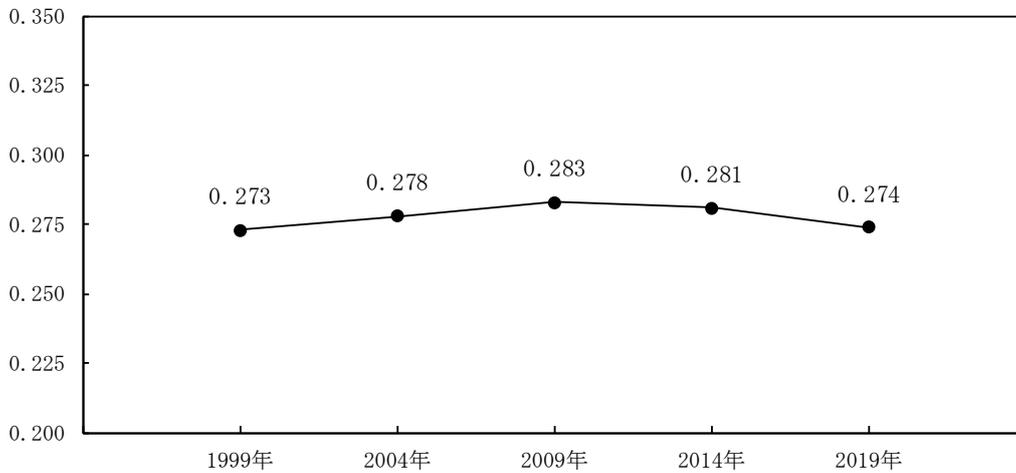
2019年の等価可処分所得のジニ係数は、0.274（過去と比較可能な従来の算出方法による数値）となっており、2014年（0.281）と比較すると0.007低下している。

なお、新基準に準拠して算出した場合、等価可処分所得のジニ係数は、0.288となっている（表I-1、図I-1）。

表I-1 等価可処分所得のジニ係数の推移

| | 1999年 | 2004年 | 2009年 | 2014年 | 2019年 | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | 新基準 |
| ジニ係数 | 0.273 | 0.278 | 0.283 | 0.281 | 0.274 | 0.288 |

図I-1 等価可処分所得のジニ係数の推移（従来の算出方法）



<参考 国際比較>

参考表 1 主要 7 か国の等価可処分所得のジニ係数

| 国名（調査年） | ジニ係数 |
|-------------|-------|
| アメリカ（2017年） | 0.390 |
| イギリス（2019年） | 0.366 |
| イタリア（2018年） | 0.330 |
| フランス（2018年） | 0.301 |
| カナダ（2019年） | 0.301 |
| ドイツ（2018年） | 0.289 |
| 日本（2019年） | 0.288 |

注 新基準に準拠した算出方法による。

（出典）日本………全国家計構造調査結果

日本以外…OECD Income (IDD) and Wealth (WDD) Distribution Databases

(<https://www.oecd.org/social/soc/IDD-Key-Indicators.xlsx>)（取得日 2021 年 8 月 25 日）

資産面（等価金融資産残高等）のジニ係数は、所得面（等価可処分所得）のジニ係数と比較して高い

2019年の等価金融資産残高のジニ係数は0.664、等価住宅・宅地資産額のジニ係数は0.643となっており、いずれも等価可処分所得のジニ係数と比較して高くなっている（表 I - 2）。

表 I - 2 等価可処分所得、等価金融資産残高及び等価住宅・宅地資産額のジニ係数

| | 等価可処分所得 | 等価金融資産残高 | 等価住宅・宅地資産額 |
|------|---------|----------|------------|
| ジニ係数 | 0.288 | 0.664 | 0.643 |

注 等価可処分所得は新基準に準拠した算出方法による。

2 年齢階級

所得面（等価可処分所得）のジニ係数は55歳以上が高い

等価可処分所得のジニ係数を年齢階級別にみると、25～34歳が最も低くなっている（0.254）のに対し、55歳以上が比較的高く、55～64歳が最も高くなっている（0.312）（表I-3）。

表I-3 年齢階級別等価可処分所得のジニ係数

| | ジニ係数 |
|--------|-------|
| 平均 | 0.288 |
| 18歳未満 | 0.255 |
| 18～24歳 | 0.282 |
| 25～34歳 | 0.254 |
| 35～44歳 | 0.262 |
| 45～54歳 | 0.284 |
| 55～64歳 | 0.312 |
| 65～74歳 | 0.293 |
| 75～84歳 | 0.307 |
| 85歳以上 | 0.301 |

注 新基準に準拠した算出方法による。

資産面（等価金融資産残高等）のジニ係数は18～34歳が高い

等価金融資産残高のジニ係数を年齢階級別にみると、18～34歳が比較的高く、18～24歳が最も高くなっている（0.701）のに対し、85歳以上が最も低くなっている（0.613）。

等価住宅・宅地資産額のジニ係数を年齢階級別にみると、同じく18～34歳が比較的高く、25～34歳が最も高くなっている（0.746）のに対し、65～74歳が最も低くなっている（0.599）（表I-4）。

表I-4 年齢階級別等価金融資産残高及び等価住宅・宅地資産額のジニ係数

| | ジニ係数 | |
|--------|----------|------------|
| | 等価金融資産残高 | 等価住宅・宅地資産額 |
| 平均 | 0.664 | 0.643 |
| 18歳未満 | 0.637 | 0.602 |
| 18～24歳 | 0.701 | 0.683 |
| 25～34歳 | 0.677 | 0.746 |
| 35～44歳 | 0.633 | 0.652 |
| 45～54歳 | 0.659 | 0.630 |
| 55～64歳 | 0.621 | 0.619 |
| 65～74歳 | 0.614 | 0.599 |
| 75～84歳 | 0.625 | 0.626 |
| 85歳以上 | 0.613 | 0.635 |

Ⅱ 相対的貧困に関する指標

1 概況

相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）は、2014年と比較して0.4ポイント低下。子供の相対的貧困率は、2014年と比較して0.4ポイント上昇

相対的貧困の状況を所得面からみると、従来の算出方法による2019年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の金額）は139万円となり、2014年（132万円）と比較すると7万円増加している。相対的貧困率（等価可処分所得が貧困線未満の者の割合）は9.5%となり、2014年（9.9%）と比較すると0.4ポイント低下している。また、相対的貧困率と同じ貧困線（139万円）に基づく、子供^{*}の相対的貧困率は8.3%となり、2014年（7.9%）と比較すると0.4ポイント上昇している。

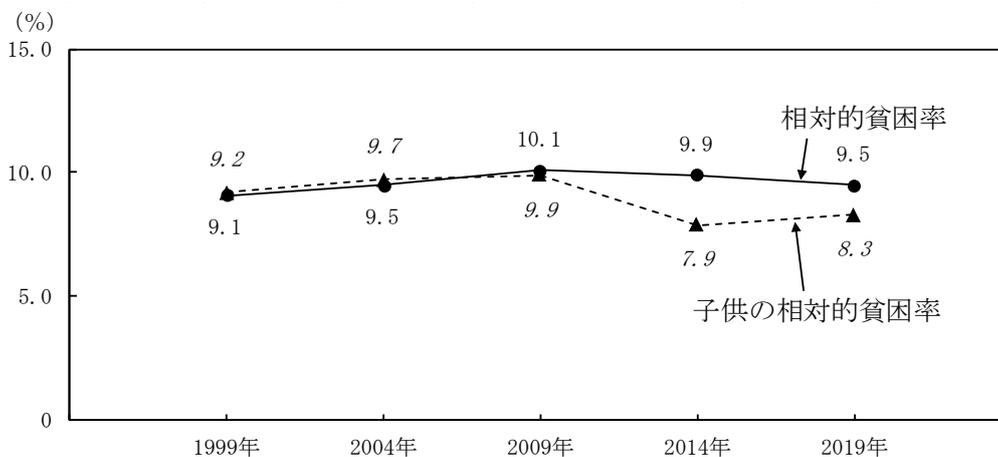
なお、新基準に準拠して算出した場合、貧困線は135万円となり、相対的貧困率は11.2%、子供の相対的貧困率は10.3%となっている（表Ⅱ－1、図Ⅱ－1）。

※ 「子供」とは、18歳未満の者をいう。以下同じ。

表Ⅱ－1 相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）の推移

| | 1999年 | 2004年 | 2009年 | 2014年 | 2019年 | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | | | | | | 新基準 |
| | % | % | % | % | % | % |
| 相対的貧困率 | 9.1 | 9.5 | 10.1 | 9.9 | 9.5 | 11.2 |
| 子供の相対的貧困率 | 9.2 | 9.7 | 9.9 | 7.9 | 8.3 | 10.3 |
| | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 |
| 中央値 | 312 | 290 | 270 | 263 | 279 | 269 |
| 貧困線（中央値÷2） | 156 | 145 | 135 | 132 | 139 | 135 |

図Ⅱ－1 相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）の推移（従来の算出方法）



注 1999年から2014年の「子供の相対的貧困率」は、特別集計による結果

<参考 国際比較>

参考表 2 主要 7 か国の相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）

(%)

| 国名（調査年） | 相対的貧困率 | 子供の相対的貧困率 |
|-------------|--------|-----------|
| アメリカ（2017年） | 17.8 | 21.2 |
| イタリア（2018年） | 14.2 | 18.0 |
| イギリス（2019年） | 12.4 | 14.1 |
| カナダ（2019年） | 11.6 | 11.4 |
| 日本（2019年） | 11.2 | 10.3 |
| ドイツ（2018年） | 9.8 | 11.1 |
| フランス（2018年） | 8.5 | 11.7 |

注 新基準に準拠した算出方法による。

（出典）日本………全国家計構造調査結果

日本以外……OECD Income (IDD) and Wealth (WDD) Distribution Databases

(<https://www.oecd.org/social/soc/IDD-Key-Indicators.xlsx>)（取得日 2021 年 8 月 25 日）

資産面からみた相対的貧困の指標は、2014年と比較して0.5ポイント上昇。所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標は、2014年と比較して0.1ポイント上昇

相対的貧困の状況を資産面からみると、従来の算出方法による2019年の相対的貧困の指標（等価流動性金融資産が貧困線の25%未満の者の割合）は17.8%となり、2014年（17.3%）と比較すると0.5ポイント上昇している。また、所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標（等価可処分所得が貧困線未満かつ等価流動性金融資産が貧困線の25%未満の者の割合）は3.9%となり、2014年（3.8%）と比較すると0.1ポイント上昇している。

なお、新基準に準拠して算出した場合、資産面からみた相対的貧困の指標は21.5%、所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標は4.8%となっている。また、子供のみで算出すると、資産面からみた相対的貧困の指標は27.4%、所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標は6.0%となっている（表Ⅱ－2）。

表Ⅱ－2 資産面及び所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標

| | 資産面 | | | 所得・資産の両面 | | |
|--------------|---------|---------|------|----------|---------|-----|
| | 2014年※1 | 2019年※2 | | 2014年※1 | 2019年※2 | |
| | | | 新基準 | | | 新基準 |
| | % | % | % | % | % | % |
| 全体 | 17.3 | 17.8 | 21.5 | 3.8 | 3.9 | 4.8 |
| 子供 | - | 24.3 | 27.4 | - | 5.2 | 6.0 |
| | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 |
| 貧困線※3（中央値÷2） | 132 | 140 | 135 | 132 | 140 | 135 |
| 貧困線の25% | 33 | 35 | 34 | 33 | 35 | 34 |

※1 2014年の数値は「平成26年全国消費実態調査特別集計 資産分布に関する結果」第7表による。

※2 2019年の相対的貧困の指標は、統計表〔第7－331－2表（新基準は、第7－31－1表）〕から計算している。

※3 ここでの貧困線は、資産額不詳の世帯員を除いて算出した、所得の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の金額）

<参考 国際比較>

参考表 3 主要7か国の資産面及び所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標

(%)

| 国名 (調査年) | 資産面 | 所得・資産の両面 |
|--------------|------|----------|
| アメリカ (2019年) | 51.5 | 15.6 |
| ドイツ (2017年) | 39.9 | 12.0 |
| イタリア (2016年) | 36.2 | 11.7 |
| フランス (2017年) | 41.4 | 9.8 |
| カナダ (2019年) | 42.0 | 9.0 |
| イギリス (2017年) | 40.0 | 7.5 |
| 日本 (2019年) | 21.5 | 4.8 |

注 新基準に準拠した算出方法による。

(出典) 日本………全国家計構造調査結果

日本以外…OECD Income (IDD) and Wealth (WDD) Distribution Databases

(<https://www.oecd.org/social/WDD-Key-Indicators.xlsx>) (取得日 2021年8月25日)

2 年齢階級

相対的貧困率は25～34歳が最も低く、75～84歳が最も高い

相対的貧困率(所得面からみた相対的貧困の指標)を年齢階級別にみると、25～34歳が7.3%と最も低く、75～84歳が18.3%と最も高くなるなど、若年者層に比べて高齢者層で高い傾向がみられる。

一方、資産面からみた相対的貧困の指標は、85歳以上が14.0%と最も低く、18～24歳が31.6%と最も高くなるなど、高齢者層に比べて若年者層で高い傾向がみられる。

所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標は、55～64歳が3.7%と最も低く、18～24歳が6.8%と最も高くなっている(表Ⅱ-3)。

表Ⅱ-3 年齢階級別相対的貧困の指標

(%)

| | 相対的貧困の指標 | | |
|--------|-------------|------|----------|
| | ① | ② | ③ |
| | 相対的貧困率(所得面) | 資産面 | 所得・資産の両面 |
| 平均 | 11.2 | 21.5 | 4.8 |
| 18歳未満 | 10.3 | 27.4 | 6.0 |
| 18～24歳 | 11.8 | 31.6 | 6.8 |
| 25～34歳 | 7.3 | 26.6 | 4.2 |
| 35～44歳 | 8.2 | 23.5 | 4.2 |
| 45～54歳 | 10.4 | 22.7 | 4.6 |
| 55～64歳 | 11.3 | 16.3 | 3.7 |
| 65～74歳 | 11.9 | 14.8 | 4.0 |
| 75～84歳 | 18.3 | 16.5 | 5.8 |
| 85歳以上 | 16.8 | 14.0 | 5.3 |

注1 新基準に準拠した算出方法による。

注2 ②及び③は、統計表[第7-31-1表]から計算している。

3 世帯類型

相対的貧困率は大人1人と子供の世帯の世帯員が最も高い

相対的貧困率（所得面からみた相対的貧困の指標）を世帯類型別にみると、世帯主が65歳未満の世帯では、単身世帯の世帯員は15.3%、2人以上の世帯の世帯員は8.1%、世帯主が65歳以上の世帯では、単身世帯の世帯員は29.9%、2人以上の世帯の世帯員は12.4%となっており、どちらの場合も、2人以上の世帯に比べて単身世帯が高くなっている。

世帯主が65歳未満の2人以上の世帯について内訳をみると、相対的貧困率は大人1人と子供の世帯の世帯員が53.4%、2人以上の大人のみの世帯の世帯員が7.2%、大人2人以上と子供の世帯の世帯員が6.7%となっており、大人1人と子供の世帯の世帯員の相対的貧困率が最も高くなっている。

資産面及び所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標についても、2人以上の世帯に比べて単身世帯で高くなっており、2人以上の世帯の中では、大人1人と子供の世帯の世帯員が最も高くなっている（表Ⅱ-4）。

表Ⅱ-4 世帯類型別相対的貧困の指標

(%)

| | 相対的貧困の指標 | | |
|--------------|-------------|------|----------|
| | ① | ② | ③ |
| | 相対的貧困率（所得面） | 資産面 | 所得・資産の両面 |
| 総世帯 | 11.2 | 21.5 | 4.8 |
| 世帯主が65歳未満 | 9.1 | 24.8 | 4.7 |
| 単身世帯 | 15.3 | 31.6 | 7.6 |
| 2人以上の世帯 | 8.1 | 23.7 | 4.3 |
| 大人1人と子供の世帯 | 53.4 | 52.8 | 35.1 |
| 2人以上の大人のみの世帯 | 7.2 | 19.0 | 2.9 |
| 大人2人以上と子供の世帯 | 6.7 | 25.8 | 3.9 |
| 世帯主が65歳以上 | 15.2 | 15.2 | 4.9 |
| 単身世帯 | 29.9 | 19.5 | 9.8 |
| 2人以上の世帯 | 12.4 | 14.4 | 4.0 |

注1 新基準に準拠した算出方法による。

注2 ①の「世帯主が65歳未満」の「2人以上の世帯」は、統計表〔第7-17表〕から計算している。また、②及び③は、統計表〔第7-37-1表〕から計算している。

全国家計構造調査の概要

1 調査の目的

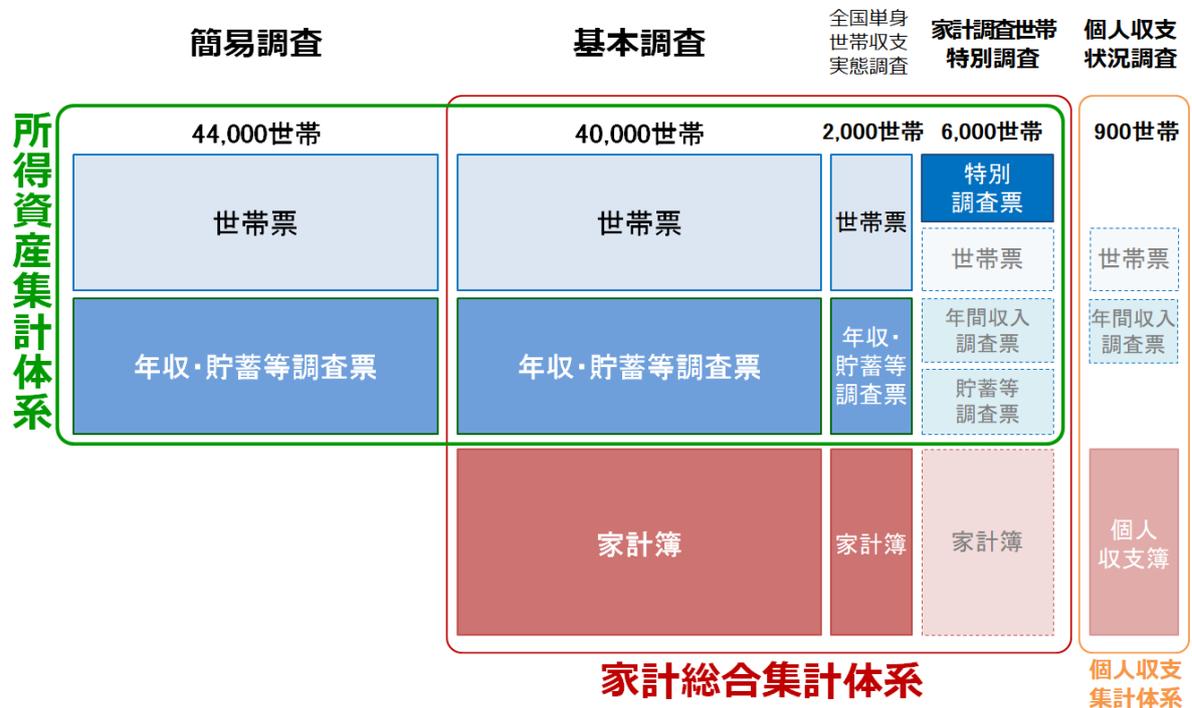
2019年全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計調査である。1959年（昭和34年）の第1回調査以来5年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直して実施したものであり、今回は通算で13回目の調査に当たる。

2 調査の体系

調査は、基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査の四つの調査からなる（このほか、一般統計調査の「全国単身世帯収支実態調査」も活用した上で集計し、「全国家計構造統計」の結果としている。）。

各調査で用いた調査票の種類、調査対象数（概数）、集計体系（「4 結果の公表」で記述）については、下図のとおりである。

全国家計構造統計の調査・集計体系



3 調査事項及び調査期日

| 調査票の種類 | 調査事項 | 調査期日 |
|-----------|-------------------------|--|
| 家計簿（10月分） | 収入及び支出 | 10月1か月間 |
| 家計簿（11月分） | 収入、支出、購入地域及び購入先 | 11月1か月間 |
| 世帯票 | 世帯、世帯員、住宅・土地等 | 10月 |
| 年収・貯蓄等調査票 | 年間収入、貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項 | 前年11月～調査年当年10月の1年間 （貯蓄、借入金の残高については10月末現在） |
| 個人収支簿 | 世帯員個人の収入及び支出 | 10月又は11月 （調査対象によりいずれか1か月間） |

注 家計調査世帯特別調査については、家計調査の調査票（世帯票、年間収入調査票、貯蓄等調査票及び家計簿）に加え、家計調査では調査していない項目について「特別調査票」により補完することで集計に利用した。

4 結果の公表

調査の結果は、「家計総合集計体系」、「所得資産集計体系」及び「個人収支集計体系」の三つの体系からなる。

今回公表する「年間収入・資産分布等に関する結果」は「所得資産集計体系」に属しており、集計対象世帯は「基本調査」、「簡易調査」、「家計調査世帯特別調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の調査世帯である。

ただし、「従来の算出方法」による集計（『用語の解説』＜利用上の留意点＞（3ページ）参照）では、このうち基本調査世帯のみを集計対象としている。

（公表済みの結果）

- ・「家計収支に関する結果」 : 令和3年2月26日公表
- ・「個人的な収支に関する結果」 : 令和3年5月14日公表
- ・「所得に関する結果」 : 令和3年5月18日公表
- ・「家計資産・負債に関する結果」 : 令和3年5月18日公表

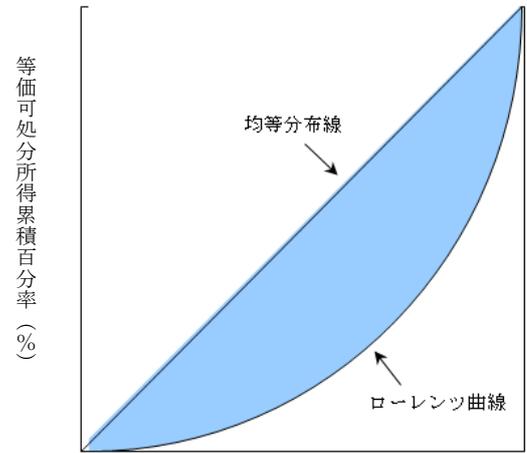
ジニ係数の計算方法

<ジニ係数の考え方>

世帯員を等価可処分所得等の低い順に並べ、世帯人員数の累積百分率を横軸に、等価可処分所得等の累積百分率を縦軸にした散布図を描く。この散布図の点を結ぶ弓形の曲線をローレンツ曲線という。全ての世帯員の年間収入等が完全に同じであれば、ローレンツ曲線は、原点を通る傾斜45度の直線(均等分布線という。)となる。

均等分布線とローレンツ曲線で囲まれる弓形の面積が、均等分布線より下の三角形の面積に占める割合がジニ係数である。

図 等価可処分所得の世帯人員分布のローレンツ曲線



世帯人員数累積百分率 (%)

<ジニ係数の計算式>

全国家計構造調査では、ジニ係数を次式により算出している。

$$G = \frac{\frac{1}{2} - \frac{1}{2} \sum_k \left(\frac{n_k}{n} \cdot (X_k + X_{k-1}) \right)}{\frac{1}{2}}$$

G : ジニ係数

k : 世帯員を等価可処分所得等の低い順に並べたときの、当該世帯員の順位
(例 : $k = 1, 2, \dots, m$)

ここで、

$$X_k = \frac{\sum_{l=1}^k n_l x_l}{\sum_{l=1}^m n_l x_l} \quad (\text{ただし、} k=1 \text{ のとき } X_{k-1} = X_0 = 0 \text{ とする。})$$

$$n = \sum_{k=1}^m n_k$$

n_k : 順位 k の世帯員の個人ウエイト (世帯員が属する世帯の集計用乗率)

x_k : 順位 k の世帯員の等価可処分所得等

m : 世帯員の人数計

<ジニ係数の計算式（近似式）>

従来の算出方法による集計では、ローレンツ曲線による横軸との間の面積を等価可処分所得等の十分位階級及びシンプソンの公式を用いて近似計算しており、ジニ係数 λ を次の式により算出している。

$$\lambda = \frac{2}{15} \{7 - (y_2 + y_4 + y_6 + y_8) - 2(y_1 + y_3 + y_5 + y_7 + y_9)\}$$

y_i : 等価可処分所得等*の十分位階級における第 i 階級までの累積等価可処分所得等の、第十階級までの累積等価可処分所得等に対する割合

※資産の種類別ジニ係数では、それぞれ「等価金融資産残高」、「等価住宅・宅地資産額」となる。

等価可処分所得の計算方法

全国家計構造調査は世帯を単位として実施しているため、各世帯を構成している世帯員の等価可処分所得を以下の方法で計算している。

- ① 世帯*i*の年間可処分所得 (I_i) を計算する (算式は、『用語の解説』(1 ページ) 参照)。
- ② I_i を世帯*i*の世帯人員数 (S_i) の平方根で除し、世帯*i*の等価可処分所得 (W_i)、すなわち世帯人員 1 人当たり経済厚生 (効用水準) ※を算出する。

なお、式を見て分かるように、 W_i は世帯ごとに決まる値であり、同一世帯内の世帯員は全て同一の等価可処分所得をもつことになる。

$$W_i = \frac{I_i}{\sqrt{S_i}}$$

※ 一般に、世帯人員 1 人当たり経済厚生は、

$$W = \frac{I}{S^E}$$

で表される。 E は等価弾性値といい、 $0 \sim 1$ の間のいずれかの値をとるとされている ($E = 0$ のときは世帯所得がそのまま各世帯員の効用となり、 $E = 1$ のときは 1 人当たり所得が各世帯員の効用になる。)。OECDの基準では、 $E = 0.5$ としており、全国家計構造調査でも $E = 0.5$ を用いている。

相対的貧困率の計算方法

等価可処分所得の中央値(全ての世帯人員を等価可処分所得の少ない順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する者の金額)の半分の金額を(所得の)貧困線と呼び、貧困線を下回る所得の世帯人員数の割合を相対的貧困率という。

$$\text{相対的貧困率 (\%)} = \frac{\text{貧困線を下回る所得の世帯人員数}}{\text{全ての世帯人員数}} \times 100$$

$$\text{子供}^{*1}\text{の相対的貧困率 (\%)} = \frac{\text{貧困線}^{*2}\text{を下回る所得の18歳未満の世帯人員数}}{\text{全ての18歳未満の世帯人員数}} \times 100$$

※1 子供とは、18歳未満の者をいう。

※2 相対的貧困率の貧困線と同じ金額を用いている。

<貧困線について>

集計区分(例えば年齢階級別、男女別など)ごとの貧困率を算出するに当たっては、全て同一の貧困線(全世帯人員から求めた貧困線)を用いており、各区分に属する世帯人員のうち貧困線を下回る者の割合がその区分の貧困率となる。

相対的貧困率(所得面からみた相対的貧困の指標)と資産面を考慮した相対的貧困の指標(後述)においては、いずれも貧困線は所得を基準としている(上記で求めた等価可処分所得によるもの)。ただし、資産面を考慮した相対的貧困の指標で用いている貧困線は、保有する資産額が不詳の世帯(員)を除外して求めているため、両者で利用している貧困線では金額が若干異なる。

資産面を考慮した相対的貧困の指標について

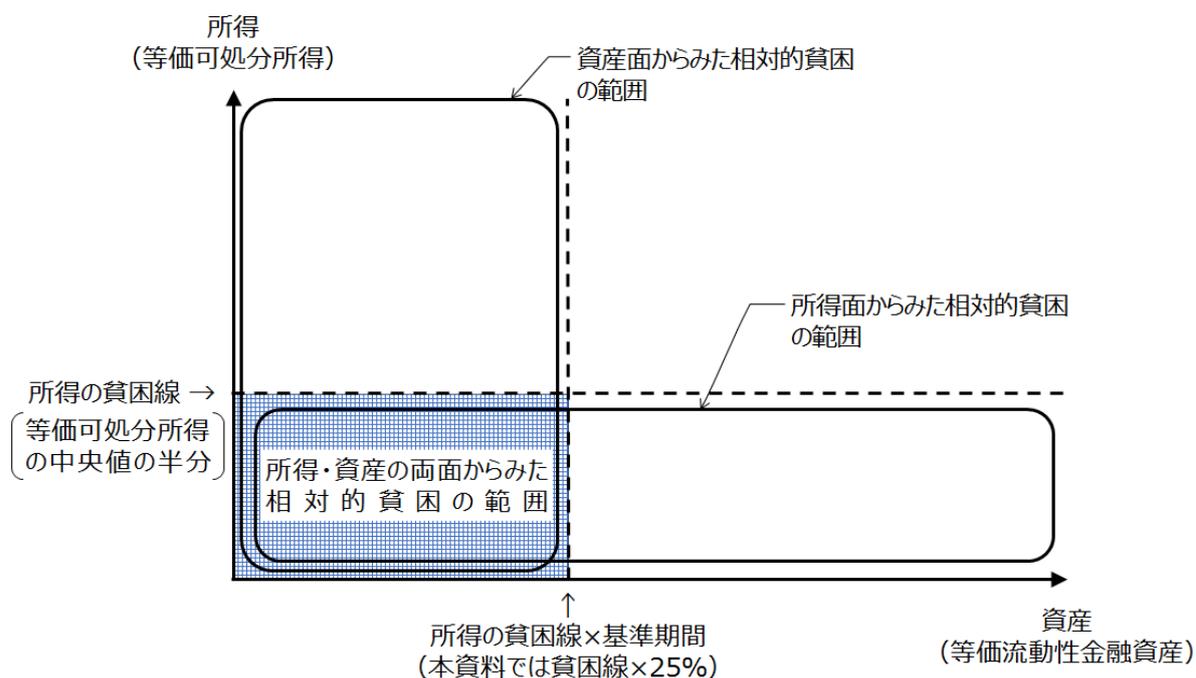
所得面からみた相対的貧困の指標（相対的貧困率）は、等価可処分所得の多寡を貧困線と比較することで判断しており、資産の保有状況については考慮されていない。

OECDによる新しい指標として、等価流動性金融資産等を貧困線と比較することで、資産面での貧困の状況を把握することとなった。すなわち、離職等で一時的に収入が途切れた場合、流動性金融資産を取り崩すことによって基準期間*の間生活を維持できるかどうかを判断するものとなっている。

また、これらの条件を組み合わせることで、所得及び資産のいずれの面からみても基準を下回る世帯員の状況を把握することができるものとなっている。

※ 『結果の概要』では、OECDの基準のうち、貧困線の25%（貧困線程度の消費水準であれば1年の25%、すなわち3か月分に相当する金額）の流動性金融資産を保有しているかについて記述している。

図 所得・資産の両面からみた相対的貧困の範囲



注 ここでの貧困線は、資産額が不詳の世帯員数を除いて求めている。

- ◆ 「2019年全国家計構造調査」の詳しい結果を御覧になる場合は、次のURLを参照ください。

<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/index.html>

- ◆ この冊子は、次のURLからダウンロードできます。

<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/kekka.html>

- ◆ 本調査の統計データを引用・転載する場合には、必ず、出典の表記をお願いします。

出典：総務省統計局「〇〇年全国家計構造調査結果」

<内容に関する問合せ先>



総務省統計局

統計調査部 消費統計課 全国家計構造調査発表係

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電話：03-5273-1173（直通）

- * 結果の概要は、統計メールニュースでも配信しています。
メールニュースのお申込みは、統計局ホームページから。

統計局ホームページ <https://www.stat.go.jp/>

政府統計の総合窓口（e-Stat）URL <https://www.e-stat.go.jp/>